

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (議案第69号)

「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、改正の必要が生じる市税条例の関係規定のうち、令和8年4月1日から施行する必要がある下記の事項等に係る規定について、市長専決処分により改正したものです。

【主な改正内容】

1 県民税配当割の課税方法の変更に伴う規定の整備(第17条)

- 個人県民税配当割の課税対象として、「同族会社大口株主が支払いを受ける配当等」を追加する旨の改正が行われたことに伴い、個人市民税の税額計算に影響を及ぼさないよう規定を整備するもの。

2 所得税における基礎控除の引上げに対応した規定の整備(第22条の3)

- 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げに伴い、令和8年度分以降の個人市民税の税額計算に影響する寄附金税額控除額の算定方法について規定を整備するもの。

3 軽自動車税環境性能割の廃止(第64条ほか)

- 令和7年度末をもって軽自動車税環境性能割を廃止する旨の改正が行われたことに伴い、関係規定の整備を行うもの。

4 条例に引用する地方税法の項ずれ等について、形式的な規定の整備

(付則第9条の2ほか)